協議会業務委託契約手続きについて

1. 経緯

地域公共交通利便増進実施計画策定にあたり、計画策定のための調査に要する費用が 国庫補助対象となっている。国庫補助対象者が交通政策推進協議会となっていることか ら、協議会として業務委託契約を締結する。

2. 業務概要

仙台市では、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向け、路線バスや地域主体による地域交通をはじめ、地域の実情に応じた公共交通のあり方を位置付け、各施策を着実に推進し、市民や交通事業者とともに移動手段を確保していくことを目的とした「仙台市地域公共交通計画」を令和4年3月に策定したところである。

本業務は、地域公共交通計画に位置付けた施策の中で、利用者の利便増進に資する取組である事業者間調整等によるダイヤ調整 (3~5区間) について「仙台市地域公共交通利便増進実施計画 (案)」として取りまとめるための検討業務である。

なお、対象区間については、公共交通ワーキング等において調整を図り、実現性が高い区間について進める。

3. 業務委託の内容(令和4年度)

		協議会の業務委託(案)
業務委託		令和 4 年度 仙台市地域公共交通利便増進実施計画策定
		検討業務委託
主な内容		事業者間調整等によるダイヤ調整
		① 実施区域・実施予定期間の検討
		② 実施事業の内容・実施主体の検討
		③ 施策・事業推進のための支援措置の検討
		④ 実施事業の実施効果の検討
手続きスケジュール(予定)	5月	・国庫補助交付決定
	6月	・業務委託契約、業務着手
	7月	・利便増進実施計画策定に向けた調査検討を実施
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	・業務委託履行期限

4. 委託業者の選定について

- ・仙台市の契約手続きに準拠し、業者選定を行う。
- ・選定業者は、利便増進実施計画策定あるいは再編実施計画策定の業務実績を有すると ともに、担当技術者についても利便増進実施計画策定あるいは再編実施計画策定に 携わった実績を有する者を配置するものとする。